

東京大学地震研究所 助教 募集要項

1. 職名及び人数： 助教 1名
2. 採用予定時期： 令和8年4月1日
3. 契約期間： 期間の定めなし
なお、本研究所の教員の任期に関する内規により、満55歳を超える教員については、次年度の初めに教員の所属する組織（分野）の職に5年以内の任期を定める。再任は本研究所教授会の承認を得た場合に1回限り可とする（ただし、東京大学教員の就業に関する規程に定めるところの定年による退職の日を超えることはできない）。また、本公募により雇用された助教は、採用後10年をめぐり教授会メンバーによる総括的評価が行われる。詳細については、問い合わせ先に照会のこと。
4. 試用期間： 採用された日から6週間
5. 就業場所： 地震研究所（東京都文京区弥生1-1-1）
変更の範囲：本学の指定する場所 配置換、兼務及び出向を命じることがある。（意に反して命じられることは原則ない。詳細は東京大学教員の就業に関する規程第4条による。）
6. 所属： 火山噴火予知研究センター
7. 研究分野： 観測に基づく火山物理学分野
地震研究所では、マグマ供給に伴う深部から浅部の現象を高精度・高分解能で捉え、マグマ蓄積から噴火に至る過程の解明を通じて、火山現象の理解と噴火予測精度の向上を目指している。本公募では、火山における地震学や測地学的な観測・解析を基軸に、空振・映像などを含む多項目観測を主体的に実施する助教を募集する。また、地球化学・電磁気学など他分野との融合により火山現象の物理モデルを構築し、マグマ供給過程や噴火推移の理解に向けた研究を推進することを求める。あわせて、本助教には新たな観測技術の開発や、大学院教育を通じた次世代人材育成への貢献も期待される。
8. 就業時間： 専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
9. 休日： 土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
10. 休暇： 年次有給休暇、特別休暇等
11. 賃金等： 学歴・職務経験等を考慮して決定。昇給制度あり。

参考： 博士修了/月額 34 万円～

諸手当： 賞与（年 2 回）、通勤手当（原則 1 月当たり 55,000 円
まで）の他、本学の定めるところによる。

12. 加入保険： 法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
13. 応募資格： 博士の学位を有する者（外国での同等の学位を含む。）
14. 提出書類： 各 1 部

- (1) 東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。）

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

記入に当たっては、「記入例」および「参考例 2（理系教員）」を参照のこと。

- (2) 研究業績リスト（査読の有無を区別すること。投稿中の論文も含む。）
(3) 主要論文の別刷り 3 編程度（コピー可）
(4) 研究業績の概要（2000 字程度）
(5) 今後の研究・教育計画（2000 字程度）
(6) 学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする過去の刑事罰、行政処分及び懲戒
処分にかかる申告書（指定様式。庶務チーム（人事担当）から入手すること。）
(7) 応募者について参考意見を伺える方（2 名）の氏名、連絡先、E-mail アドレス

15. 応募書類提出方法：WEB 応募

事前に、件名を「観測に基づく火山物理学分野助教応募」としたメ
ールを、庶務チーム（人事担当）まで送付すること。庶務チーム（人
事担当）から書類送付先フォルダを連絡するので、応募期限までに
応募書類一式をフォルダに保存すること。

16. 応募書類連絡先： 東京大学地震研究所 庶務チーム（人事担当）

E-mail : jinji%eri.u-tokyo.ac.jp （%を@に置換）

電話 : (03) 5841-8789

17. 応募締切： 令和 7 年 10 月 6 日（月） 午後 5 時 必着

18. 問い合わせ先： 東京大学地震研究所 地球計測系研究部門 綿田 辰吾

E-mail : watada%eri.u-tokyo.ac.jp （%を@に置換）

電話 : (03) 5841-5776

19. 募集者名称： 国立大学法人 東京大学

20. その他： 取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しない。
東京大学はジェンダーバランスや包摂性を重視しつつ、国内外か
ら多様で優れた研究者を受け入れることにより、異なる視点に立
つ研究者間の対話を通じた新たな学知の創出を促進しており、女
性、外国籍、障害のある研究者の応募を歓迎する。育児、介護、

出産等のため、研究活動を中断していた期間がある場合は、履歴書等、応募書類に記述することができる。「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎する。

採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。

受動喫煙防止措置の状況： 敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）

